

アクティビティノート <第324号>

2024年1月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2024年1月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～7
2. ちょっと注目 『2022年度 家庭用品に係る健康被害の報告について』 ……p.9～10
3. コラム 『ふぐ料理とフグ毒「テトロドトキシン」』 ……p.11～12

TOPICS

**2022年度 家庭用品に係る健康被害の報告について**

厚生労働省から「2022年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」が公開されました。身の回りの家庭用品について、「皮膚障害」と「吸入事故等」の2分野に分けてまとめられています。改めて家庭用品で注意をする点を確認しましょう。

**ふぐ料理とフグ毒「テトロドトキシン」**

冬に旬を迎える高級なお刺身といえば「ふぐ刺し（てっさ）」で、山口県の下関では、ふぐ料理に使われるトラフグの漁獲量も増えます。フグの仲間は、猛毒と言われる「テトロドトキシン」を持つものがほとんどです。今月はフグ毒についてまとめてみました。

1. 相談業務

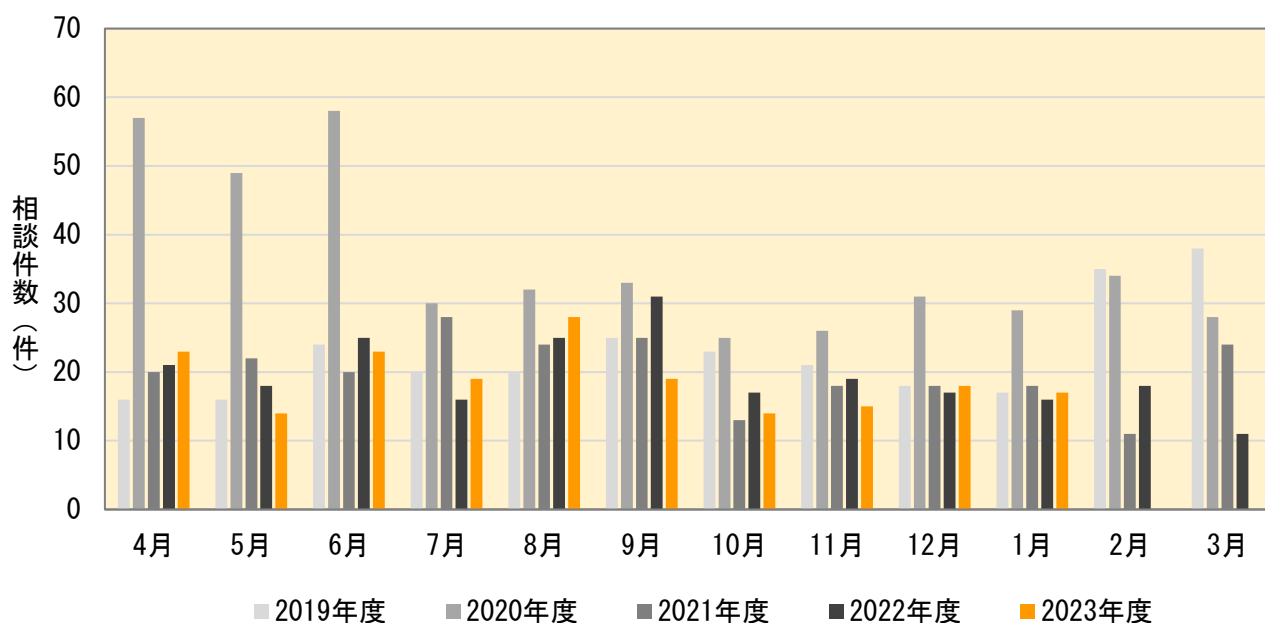
1. 1 相談受付件数

2024 年 1 月度相談受付件数 (12/23~1/26 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	0	1	2	7	0	10	59%
消費生活 C・ 行政	0	0	0	4	0	4	23%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	18%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	0	1	2	14	0	17	
構成比	0%	6%	12%	82%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <ファイバーダウンのコートが臭う> ファイバーダウンのコートについて購入時には気にならなかったが、化学繊維の臭いが気になり着用することができない。洗濯をしたが臭いがとれないため販売店に返品を申し出たが応じられないとのことなので、販売店経由でメーカーに連絡した。メーカーからの回答は、「未使用品ではないため返品には応じられない」とのことであった。このような臭いのする製品は返品に応じるべきではないのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒新しい衣類では臭いがある場合がありますが、衣類の臭いについて基準はなく、製品の臭いを理由に返品に応じるかはメーカーの対応方針により異なります。一般的に新しい衣類の臭いは、陰干しをして外気にあてる、水洗いが可能な製品について洗濯をするなどにより、徐々に弱くなると思われます。メーカーに対し、購入された衣類の臭いの取り方やその臭いが他の同じ製品と比べて同程度のものかどうかを確認できるか相談されてはいかがでしょうか。

◆一般相談

- ◆ <マニキュアが落ちにくい除光液の調査について> 消費者から「主成分がエタノールと炭酸プロピレンの除光液を使用しており、今回購入品は今までのものよりマニキュアの落ちが悪い。メーカーに申し出たところ、「第三者機関にマニキュアの落ち具合について、購入品、購入品と同ロット品、購入品よりも古いロット品の 3 点の比較試験を依頼したところ、違いはなく製品の性能として問題ない」との回答がメーカーからあった。この回答に納得できない、消費生活センターで成分分析をしてほしい」との相談を受けている。成分分析をする必要はあるか。〈消費生活 C〉

⇒当センターで分析の必要の有無について判断はできかねます。除光液には、アセトンの使用を避けるため主成分がエタノールと炭酸プロピレンを使用した製品があります。相談者の主訴である落ち具合については、使用したマニキュアの種類や施術方法によって違いが出ることも考えられます。第三者機関での比較試験の内容を入手し、製品に違いが無いと判断した根拠を相談者から確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <新しい汁椀でみそ汁を食べて舌に刺激を感じた> 「キッチン用品店が並ぶ商店街の店で汁椀 2 客を購入し、使用前に 2 度洗剤で洗った。翌日、みそ汁を入れて使用したところ、舌がピ

リペリした。妻は食べる前に臭いが気になり食べなかった。原因は何か」との相談を受けている。素材やメーカー等は確認していないが、原因がわかるか。〈消費生活C〉

⇒伝えられた内容では当センターで判断できかねます。また、個別の製品の詳細情報となる素材や成分はメーカーが答えるべき内容です。参考情報として、食器については、食品衛生法により規格基準が設けられ、安全性に懸念のある物質の使用禁止や、使用の限度値を設定することにより、安全性の確保が図られています。

- ◆ 〈エアコン洗浄業者が行う防カビ・抗菌コートについて〉 「エアコン洗浄を業者に依頼したところ、洗浄後に防カビ・抗菌処理を行った。防カビ・抗菌処理は必要なのか。また、エアコンに悪い影響を及ぼすことはないのか」との相談を受けている。どうなのか。〈消費生活C〉

⇒エアコン洗浄後の防カビ・抗菌処理の必要性、また、エアコンへの影響については、当センターではわかりかねます。個々のエアコンの取扱説明書に、エアコン洗浄を行うことへの注意事項が記載されていますので確認し、不明な点についてはメーカーに問い合わせるよう伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈置き型の浴室用防カビ消臭剤の成分について〉 「〇〇社の置き型の浴室用防カビ消臭剤を購入し使用したところ、目が痛く、顔が腫れた。成分表示を確認したところ、香料としか記載されていない。成分について〇〇社に問い合わせたところ、「社外秘のため具体的な成分名は開示できない」との回答であった。製品の返品には応じるとのことであるが成分を教えてくれない対応は問題ではないか」との相談を受けている。このようなケースで成分開示はしてくれないものか。〈消費生活C〉

⇒置き型の浴室用防カビ消臭剤は雑貨扱いとなり、製品の成分表示は義務付けられていません。また、メーカーは消費者からの問い合わせに対して、成分を開示する義務もありません。体調不良と製品との因果関係について、医療機関に相談をされるようアドバイスされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈シリコーン潤滑剤について〉 業者が網戸のメンテナンスのためにシリコーン潤滑剤のスプレーを使用した。窓際の床が滑る感じがする。室内にはパソコンやカメラなどの光学機器を置いているのに加え、暖房機器にも悪影響を与える可能性があるを知り、心配になった。住まいのある消費生活センターに相談したところ、アドバイスがもらえるかもしれないとことで化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒シリコーン潤滑剤に含まれるシリコーンオイルが付着すると摩擦が少なくなるため滑るようになります。また、潤滑剤の細かな霧状の粒子にオイル成分が含まれるので、他の機器への付着は避けることが必要です。直接、室内の他の機器に吹き付けていなければ影響は少ないとは思いますが、潤滑剤の霧が掛からないように注意することが必要です。また、シリコーンオイルを含む製品を暖房機器であるファンヒーターが吸い込むと、本体内で熱の影響で白いケイ素酸化物となり、着火しにくいなど作動不良が起きる場合があります。同時に使用することを控えることをお勧めします。今後同様のメンテナンスを行われる際のご参考になさってください。

(https://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/flyer/pdf/sekiryu-qa.pdf)

- ◆ <エンジンオイルを分析してほしい> ○○社のエンジンオイルを使用している。3 回目のオイル交換後に運転中に違和感を覚え、エンジンオイルを確認したところ、今までよりオイルの伸びが悪い。車メーカーのディーラーに見てもらおうとエンジンオイルに問題があるのではと言われた。整備工場で新たにエンジンオイルを入れ替えたところ、担当した整備士によれば「問題のあったエンジンオイルは通常の製品に比べ粘度が高い」とのことであった。3 回目のオイル交換は、今まで利用したことのない県外の業者で店の奥から持ってきた○○社のエンジンオイルを入れていた。インターネットには、偽物のエンジンオイルが出回っているとの情報もある。3 回目のオイル交換をした業者が○○社の正規品の取扱店であるかどうかを問い合わせたが、答えられないとのことであった。3 回目に入れたエンジンオイルを分析してほしい。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています。

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>)

こちらを参考にされてはいかがでしょうか。○○社の Web サイトに正規品ではないものが確認されたことについて、消費者への注意喚起をする情報が掲載されています。今後は信頼できる業者でエンジンオイルの交換をされることをお勧めします。

- ◆ <パラジクロロベンゼンの安全性> インターネット販売で衣類のパッキングポーチを購入した。昨日届いたが、頭痛がするほど臭いが酷く、製品を洗濯しても取れない。洗濯機にも臭いが残り、他の衣類に臭いが移ってしまった。販売店に申し出たところ、「臭いは、製品を保管していた時の防虫剤の臭いで、成分はパラジクロロベンゼンである。返金するので製品は廃棄するように」と言われた。現在、臭いは和らいだが、まだ残っている。パラジクロロベンゼンの臭いが付着した衣類を着用しても問題ないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒パラジクロロベンゼンは衣類などの防虫剤として、現在も広く使用されています。特有の臭気を発する白色の固体で、徐々に空気中に放散されます。既に製品は廃棄されていますので、さらに臭いが強くなることはありません。時間の経過とともに徐々に弱くなりますが、臭いに関する感受性は個人差が大きく、人によっては不快に感じ体調不良となる場合があります。衣類については、風通しの良いところに干すなど臭いが気にならなくなったから、着用されてはいかがでしょうか

- ◆ <化学物質過敏症について相談したい> 車のマフラーに雪が詰まり除去作業をしていたところ、意識がもうろうとし具合が悪くなった。車の不具合が原因と思い、修理中で代車を使用しているがやはりめまいなどがして具合が悪くなる。病院には行っていないが化学物質過敏症ではないかと思う。インターネットで化学物質過敏症かどうか相談できる機関を探していたところ、化学製品 PL 相談センターを見つけた。〈消費者〉

⇒当センターは現在の症状が化学物質過敏症かどうかの判断はできません。これまでの経緯を医療機関に相談することをお勧めします。

- ◆ <遮音シートを貼り付けた室内の臭いで体調不良> 遮音シートを張り付けた後から、室内に入ると臭いがして体調不良になる。遮音シートが原因だと思いがどうしたら良いか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<消費者>
 - ⇒遮音シートのメーカーと施工業者に材質や施工方法の確認をされた上で、体調不良の原因については医療機関に相談されることをお勧めします。室内の臭いについては、換気すれば徐々に弱くなりますので換気を継続してされてはいかがでしょうか。

- ◆ <衣料用洗剤と他の洗剤が混ざった場合の安全性> バケツに洗濯用洗剤を入れて衣類をつけ置きしていた時に、3 歳の子どもが、保管していた他の洗剤を入れ、混ざったことが洗濯を終えてからわかった。洗濯時には臭いなどの異変は感じられなかった。入れた洗剤が何かわからないが、混ざると危険な場合もあるので心配になった。どうなのか。化学製品 PL 相談センターは以前相談したことがある。<消費者>
 - ⇒混ざった製品が不明なため、明確なお答えはできかねますが、既に洗濯を終えられており、何も異変がなく、体調にも影響がないようですので過度に心配する必要はないでしょう。今後、洗剤などの製品については、子どもの手の届かない場所に保管されることをお勧めします。

- ◆ <賃貸住宅のリフォーム後に体調不良> 6 カ月前に賃貸住宅をリフォームした後、暖房をすするようになってから体調不良が続いている。せき込むなどのシックハウスの様な症状が出ている。管理会社に問い合わせたところ時間が経てば臭いはなくなると言われている。どうしたら良いか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。<消費者>
 - ⇒シックハウス症候群とは、ホルムアルデヒド等の化学物質による空気汚染が原因で、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹などの症状を示す様々な健康障害の総称です。ホルムアルデヒド等のシックハウス対策として国土交通省の「快適で健康的な住宅で暮らすために (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.files/sickhouse_2.pdf)」に化学物質の室内濃度の指針値も示されています。現在体調不良があるとのことですので、医療機関に相談し、原因を検討されてはいかがでしょうか。室内の臭いについては、換気すれば徐々に弱くなりますので継続されてはいかがでしょうか。

- ◆ <外壁用洗剤の製品化について> 外壁清掃を行っている事業者である。現在、使用している洗剤はメーカーから購入している。今後、外壁用洗剤を開発し、自社製品として製造・販売することを検討している。どのように進めていけばよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<事業者>
 - ⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。お問い合わせにはお答えできかねます。製造物責任法については所管する消費者庁 (caa.go.jp) から「製造物責任法の概要 Q & A」、「製造物責任 (PL) 法の逐条解説」が公開されていますので、それらを参考にされてはいかがでしょうか。但し、事業者の個別事案については、「弁護士等の法律の専門家にお問い合わせください」とあります。

- ◆ <製造物責任法について> 食品の販売業者である。食品を OEM で製造業者に委託し、販売することを検討している。現在、製造業者との契約で製品に問題があった場合の責任について具体的な内容を詰めているところである。製造物責任法の観点からのアドバイスをしてほしい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。お問い合わせにはお答えできかねます。製造物責任法については所管する消費者庁(caa.go.jp)から「製造物責任法の概要 Q & A」、「製造物責任(PL)法の逐条解説」が公開されていますので、それらを参考にされてはいかがでしょうか。但し、事業者の個別事案については、「弁護士等の法律の専門家にお問い合わせください」とあります。

- ◆ <刺激を感じる物質の分析について> 飲食店を経営しており、開業したのは 4 年前である。半年くらい前から時々目に刺激を感じると訴えるスタッフが複数人いる。店内の換気をするとうよくなるので、開店前には目の刺激は解消しお客様からの申し出はない。原因を特定したいが調べてくれる機関を紹介してほしい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターから特定の分析機関を相談者に直接紹介することはしておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています。

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>)

こちらを参考にされてはいかがでしょうか。成分の分析機関はありますが、目の刺激などの体調不良の原因となる成分が特定されていない状況で成分を調査、分析するのは極めて困難と思われます。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤の香りを規制してほしい> 集合住宅に住んでおり、近隣の洗濯物に使われている柔軟剤で体調が悪くなる。住まいのある消費生活センターに相談したところ、アドバイスがもらえるかもしれないとのことで化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒柔軟剤などニオイのある製品については、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要で、消費者庁など関連省庁では、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf)

当センターは相談者からの要望を直接、メーカーなどへ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <柔軟剤のニオイで体調不良> 家族の訪問介護をお願いしており、来訪してくれるヘルパー

の衣類から放つ柔軟剤のニオイで頭痛・吐き気・倦怠感などで体調不良となる。状況を伝え、ヘルパーが来訪する前には柔軟剤を使用していないようであるが、衣類にはニオイが残り体調が悪くなる。柔軟剤で体調が悪くなる人がいることを周知してほしい。化学製品 PL 相談センターは福祉センターから紹介された。〈消費者〉

⇒体調不良については医療機関に相談されることをお勧めします。柔軟剤や洗剤などニオイのある製品は安全性が確認されている香料成分が使われています。これらの製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので周囲への配慮が必要なことを啓発する必要があります。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。



2022年度 家庭用品に係る健康被害の報告について

厚生労働省から「2022年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」が公開されました。¹⁾

身の回りの家庭用品について、「皮膚障害」と「吸入事故等」の2分野に分けてまとめられています。報告内容を紹介しながら、改めて家庭用品で注意をする点を確認しましょう。なお、報告にもありますが、原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害を対象としています。明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかに使用する側に要因があると考えられる事例は、含まれていません。



○皮膚障害に係る報告

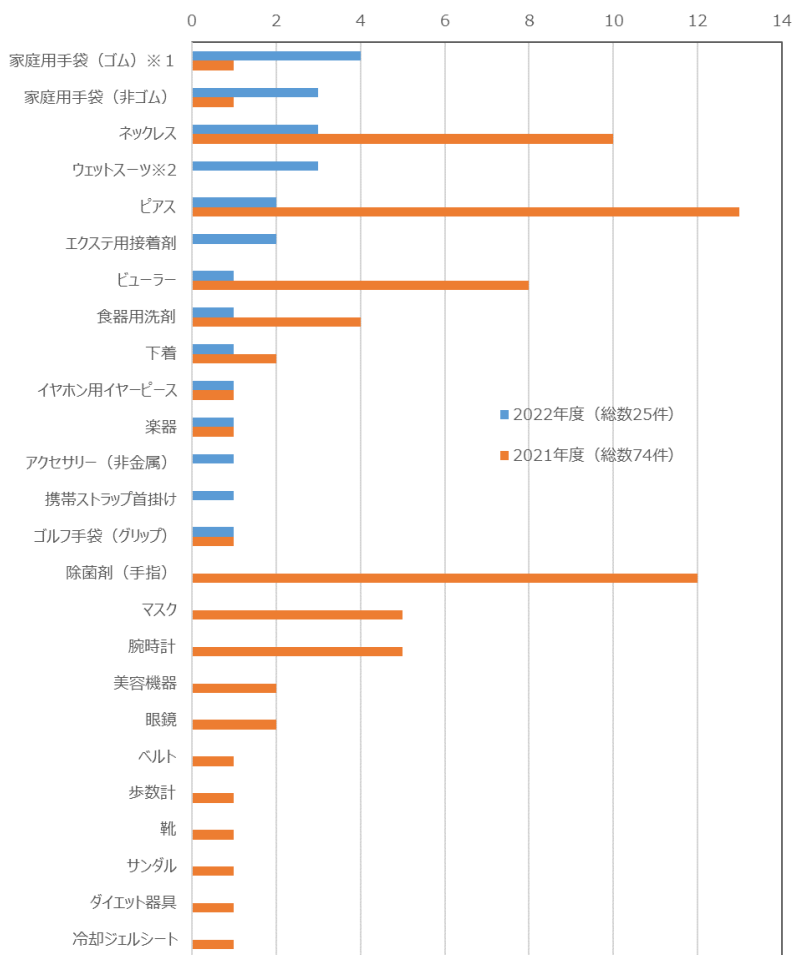
皮膚障害は25件で、家庭用手袋などの非金属製品による健康被害の事例が17件を占めました。水仕事をする場合、手指の保護のため手袋を着用することはとても大切です。一方、個人の体質や手袋の素材によってアレルギー性接触皮膚炎を発症する場合があります。はじめは軽度な皮膚障害であっても、使用を継続することで、皮膚障害が悪化してしまうことがあります。

金属による皮膚障害の報告は8件で、2021年度の36件から大きく減少しました。製品別にネックレス(3件)、ピアス(2件)、ビューラー(1件)、楽器(1件)、携帯ストラップ首掛け(1件)です。パッチテストにより、硫酸ニッケル、金チオ硫酸ナトリウム、塩化コバルトのいずれか又は複数に陽性を示す事例が報告されています。

金属による皮膚障害は、製品から溶け出した金属成分が皮膚に接触して発症すると考えられます。そのため、衣服の上から身に着ける事でも、回避できると考えられます。また、夏場や運動時等の汗を大量にかく場合には、金属製品を体から外すことなども有効です。

アレルギー性の接触皮膚炎については、原因を取り除かなければ解決しません。専門の医師に相

家庭用品に係る皮膚障害に関する報告件数



※1「家庭用手袋(ゴム)」天然ゴム2件、合成ゴム1件、不詳1件

※2「ウェットスーツ」：同一人物が3種類を着用した事例

談することで原因を特定し、皮膚に直接触れないように注意することが必要です。

○吸入事故等に係る報告

吸入事故等は 56 件で、洗浄剤（住宅用・家具用）が 14 件、芳香・消臭・脱臭剤が 6 件でした。

成分別では、次亜塩素酸塩類を含む製品が 12 件で、6 件がカビ取り剤でした。次亜塩素酸ナトリウムが主成分の塩素系洗浄剤は、特有な臭いがあり、その臭いに過敏な人もいます。使用時には、必ず換気をしましょう。また、塩素系洗浄剤と「酸性タイプ」と表示のある製品が混ざると、塩素ガスが発生し、危険なため、『まぜるな危険』の表示がされており、表示を守り使用することが必要です。そして、スプレータイプのカビ取り剤は、保護用のメガネ、手袋、マスクをする等の使用前の準備が大切です。

洗浄剤を異なる容器に移し替えることは、誤使用の原因、容器が腐食して漏れや破裂等、大きな事故の要因となりかねませんし、緊急時に必要な情報が分からなくなってしまう可能性があります。移し替えは、厳禁です。

芳香・消臭・脱臭剤では、スプレーが 3 件、液体 2 件、置型 1 件でした。液体の 2 件は、植物精油を含むエッセンシャルオイルで、マッサージオイルとして使用後に皮膚のかゆみが現れた事例と希釈液をスプレーした後に嘔吐等の症状が出た事例でした。製品に記載された使用方法を守り、換気にも注意することが必要です。

○家庭用品を安全に使う

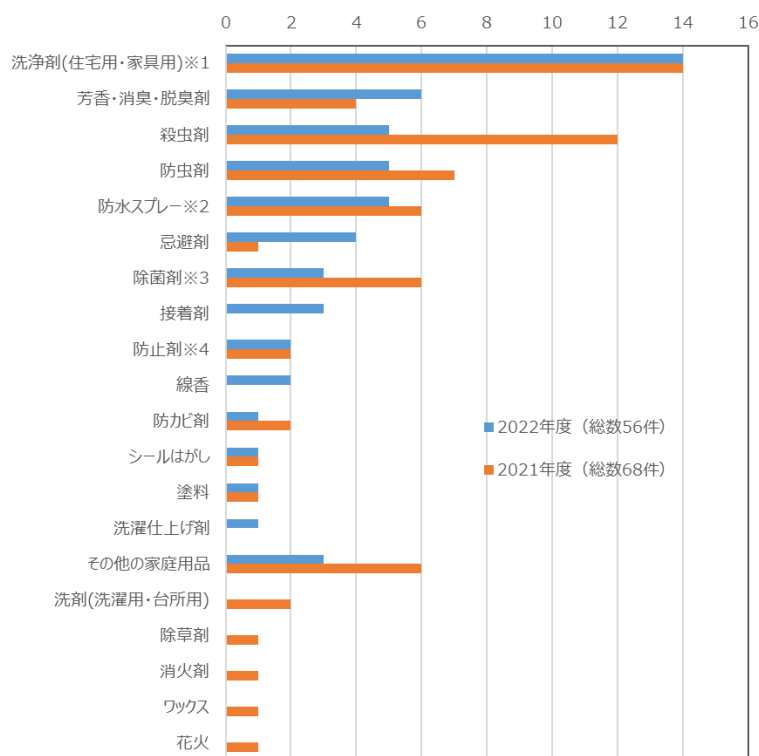
家庭用品を使用する際には、記載されている使用上の注意をよく読み、正しい使い方を理解した上で使用する必要があります。製品ごとに起きる可能性のある健康被害と含まれる成分の特徴を考慮しながら、そのリスクを十分に理解して、適切に使用することが新たな事故防止につながると考えられます。そして、家庭用化学製品を使用する際は、自分だけでなく周囲の人、特に化学物質への感受性が高い人へ配慮することも必要です。

【参考にした情報】

1) 「2022 年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」を公表します；厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193024_00013.html

家庭用品に係る吸入事故等に関する報告件数



※ 1「洗浄剤」：家表法における「住宅用又は家具用の洗浄剤」に該当する製品

※ 2「防水スプレー」：主に防水・撥水を謳った製品。

※ 3「除菌剤」：二酸化塩素や次亜塩素酸等による除菌を謳った製品。
(家表法の規程に該当しないものに限る)

スプレーして拭き掃除等に使用する製品、
設置又は携帯時に成分が空气中に放出される製品等

※ 4「防止剤」：防水・撥水以外の防止機能を謳った製品。

汗じみ防止剤、UV 防止剤、静電防止剤、着雪防止剤等



コラム

ふぐ料理とフグ毒「テトロドトキシン」

冬に旬を迎える高級なお刺身といえば「ふぐ刺し（てっさ）」です。ふぐ料理に使われるトラフグは、冬が近づくと産卵のために日本沿岸にやってきます。山口県の下関は、周防灘や玄界灘などの良い漁場も近いので、冬には漁獲量も増えます。フグの仲間は、猛毒と言われる「テトロドトキシン」を持つものがほとんどで、「ふぐ取扱責任者の免許」を持った調理人により、「ふぐ取扱認証施設」で処理されたふぐ料理以外は食べてはいけません。今回はフグ毒についてまとめてみました。

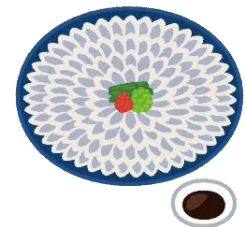


○フグと日本人

フグと日本人の関係は 2 万年前の旧石器時代まで遡ることができ、出土品からフグの骨が見つっています。その後の縄文時代になってからも貝塚からフグの骨が見つかり、食べられていたと思われる。大きな転機となったのは安土桃山時代で、豊臣秀吉による朝鮮出兵が行われた 1592～1598 年に肥前名護屋（現在の佐賀県唐津市）に陣が設けられました。各地から集まった将兵の中にフグを食べて中毒死する者が相次いだため、フグ食の禁令「河豚食用禁止の令」を出しました。

この禁令は江戸時代になっても続き、武家に対しては中毒死者が出るとお家断絶など厳しい処分となりましたが、庶民の間では中毒事故はありながらも秘かに食べ続けられたようです。フグはご禁制の食べ物なので隠語で「鉄砲」と呼ばれています。「たまにフグの毒に当たると死ぬことがある」から「鉄砲（てっぽう）の玉に当たると死ぬことがある」が由来と言われていて、現在も「ふぐ（てっ）の刺（さ）し身」のことを「てっさ」と関西を中心に呼んでいます。

明治以降、フグが広く食べられることになった逸話があります。1888 年（明治 21 年）に初代総理大臣の伊藤博文が下関に宿泊した旅館で、時化で良い魚が用意できず、代替りの料理として出されたフグの刺し身を食べたところ、白身のおいしさに感動しました。旅館の女将から「フグは禁制の食べ物ではあるが、調理を誤らなければ中毒とならない」と説明され解禁となったとのこと。

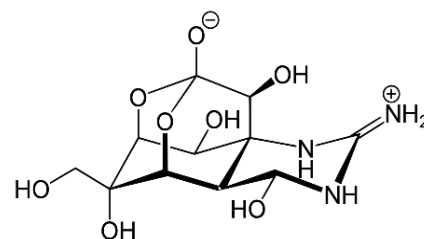


フグには様々な種類がありますが、全く毒を持たないものから全身に毒のあるものまで、その食用への適性と危険性は大きく異なります。また、季節・部位・個体によってもフグ毒の量には違いがあります。実はトラフグは、フグ科の中でも弱毒といわれ、肝臓・卵巣・腸にはフグ毒を持ちますが、免許のもつ調理人により「身分け」されれば、安全に食べることができます。一方、釣りに行くと良く掛かるクサフグは、皮にまでフグ毒を持つことから食べることはできません。以前はトラフグの肝臓は食べられていましたが、個体差による中毒が起きたことから現在は料理として禁止です。

○フグ毒「テトロドトキシン」とは

フグ科の学名 Tetraodontidae と毒の toxin との組み合わせが、テトロドトキシン(tetrodotoxin)です。フグ毒の研究には、多くの日本人科学者が関わっています。特に化学構造は、1964 年京都で開

催された国際天然物化学会議で、名古屋大学の平田義正、東京大学の津田恭介、ハーバード大学のロバート・B・ウッドワードの 3 グループから別々に報告されました。ウッドワードは、翌年に有機化学合成でノーベル化学賞を受賞した 20 世紀を代表する化学者です。日本の化学研究の水準が、世界のトップレベルに達したことで、国内の化学者は大いに元気づけられました。



テトロドトキシンの分子構造

テトロドトキシンはフグ自身が作り出していません。海洋細菌であるビブリオ属やアルテロモナス属などの真正細菌によって作られ、その細菌の死骸が沈殿することで海底に蓄積されます。海底の泥に含まれる有機物を餌とする貝などが取り込み、それを食べるフグの体で濃縮、蓄積していると言われ、フグは海洋細菌の毒を盗用しています。哺乳類には無味無臭ですが、多くの魚類は味覚で感知するので、フグは他の魚に捕食されることを防いでいます。アカハライモリなどもフグ毒と同じテトロドトキシンを持っています。

ヒトの経口摂取による致死量は 2~3mg と言われており、青酸カリの 800 倍を超える極めて高い毒性を持ちます。熱に対しても安定で、300℃以上に過熱しても分解されません。ヒトの体内に取り込まれると神経毒として働きます。神経細胞表面のナトリウムチャンネルと結合して、その伝達機能を阻害します。一方、フグのナトリウムチャンネルは阻害され難く、影響を受けません。

中毒症状

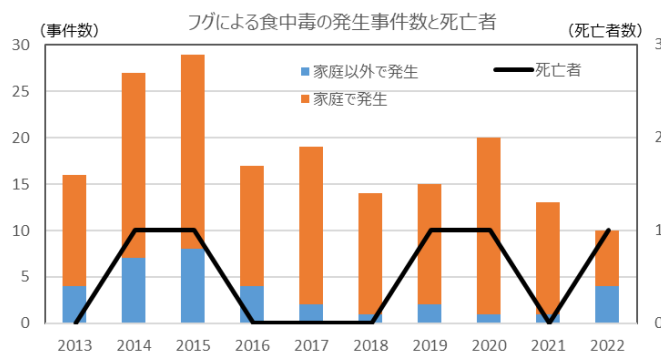
- ①唇や舌が麻痺して感覚が鈍くなったように感じられます。吐き気や嘔吐が出ることもあります。次に手足の末端の感覚がなくなり、味覚や聴覚、運動機能にも麻痺が出ます。
- ②動くことができなくなり、喋ったりものを飲み込んだりすることもできにくくなります。血圧が下がり、脈が乱れます。
- ③呼吸困難・意識不明となり、死に至ることもあります。

口にしてから数十分から数時間で症状が現れ、短時間で悪化するのが特徴です。フグ中毒が疑われたら一刻も早く病院へ。有効な解毒方法はありますが、胃洗浄や人工呼吸、昇圧剤や呼吸促進剤の投与で多くの方が助かるようにはなっています。

釣ったフグを自ら調理することは、絶対に止めましょう。

【参考にした情報】

- 1) 特別展 毒 図録：国立科学博物館
- 2) 厚生労働省；安全なフグを提供しましょう
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094363.html>
- 3) 厚生労働省；自然毒のリスクプロファイル：魚類：フグ毒
https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/animal_det_01.html



釣りをする皆様へ 厚生労働省

ふぐによる食中毒を予防しましょう

自分で釣ったふぐ・買ったふぐが原因で重症事例や死亡事例が発生しています!!

ふぐを自ら調理することは非常に危険です。釣ったふぐの処理は、ふぐを取り扱う資格を持つ専門の方に依頼するか、依頼できない場合は食べないでください。人にも譲らないでください。

ふぐ毒を正しく知っていますか?

ふぐの毒は、塩もみ、水にさらす、加熱などの調理では無(弱)毒化されることはありません。

ふぐの有毒部位を食べるとどうなるの?

食後20分から3時間程度の短時間で、しびれや麻痺症状が現れます。麻痺症状は口唇から四肢、全身に広がり、重症の場合には呼吸困難で死亡することがあります。

厚生労働省HP「安全なフグを提供しましょう」をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094363.html>

厚生労働省HP「自然毒のリスクプロファイル」巻頭「フグ」をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/animal_det_01.html

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604
URL : <https://www2.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。